

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける 「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務(体験イベント) に係る企画提案仕様書

1 業務名

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務(体験イベント)

2 業務目的

大阪府では、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取り組みを進めるアクションプランとして、2018年3月に「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定。本ビジョンでは、「健康寿命の延伸」と「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の2つを目標としている。

2025年大阪・関西万博の1年前を迎え、本業務では、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」、コンセプト「未来社会の実験場」を体現したヘルスケア関連の先端技術を活用し、「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現に向け、より効果的・効率的に、府民の健康づくり・多様な活動に向けた行動変容を促すため、体験イベントを実施する。

さらに、本業務において、ヘルスケア関連の先端技術を活用した事業を実施することにより、2025年大阪・関西万博において実施する、「10歳若返り」に資するヘルスケア関連の先端技術の発信につなげる。

◆いのち輝く未来社会をめざすビジョン

万博のインパクトを活かして、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」を実現するために、「健康寿命の延伸」といきいきと長く活躍できる「10歳若返り」を目標として、2018年3月に策定したアクションプラン。

◆「10歳若返り」の定義

健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、積極的に生活できることと定義している。

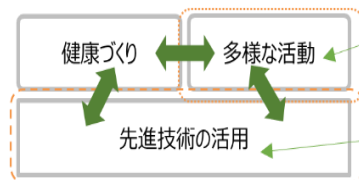
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html(大阪府 HP)

◆「10歳若返り」の進め方

「10歳若返り」の取り組みは、大阪府において、有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い、音楽(2)口の健康、食(3)認知症予防(4)アンチエイジング(5)企業の取り組み促進(6)生きがい、やりがい(7)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取り組みの拡大をめざすもの。

取組みにあたっての分野・視点

- (1) 運動と笑い、音楽
- (2) 口の健康、食
- (3) 認知症予防
- (4) アンチエイジング
- (5) 企業の取り組み促進
- (6) 生きがい、やりがい
- (7) いのち輝く未来のまちづくり



- ① 連携の視点
 - ・ 企業、地域や分野間の連携
 - ・ 楽しみやつながりなどの視点を加味
 - ・ 「新しい生活様式」を踏まえた取り組み
- ② 先進技術の視点
 - ・ 先進技術や新たな手法を活用
 - ・ DX (デジタル・トランスフォーメーション) の加速

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託上限額

20,000,000円(税込)

※本業務を履行するすべての経費を含む

5 業務内容及び企画提案を求める内容

(1)ヘルスケア関連の先端技術を体験できるイベントの企画・実施及びPR

①イベントの企画・実施

- ・万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」、コンセプト「未来社会の実験場」を体現したヘルスケア関連の先端技術を活用し、「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現に向け、より効果的・効率的に、府民の健康づくり・多様な活動に向けた行動変容を促すための体験イベントを企画・実施すること。
- ・イベントは、「取組みにあたっての分野・視点」を踏まえ、府民が、インパクトのあるヘルスケア関連の先端技術を身近に感じることができ、「10歳若返り」に向けた行動変容を起こすきっかけになるものとする。
- ・イベントは幅広い世代の府民が参加できるものとし、体験をはじめとするプログラムは、集客や報道が見込める内容であること。また、会場内のゾーニングや装飾、演出等も含め、参加者が楽しめるものとする。
- ・イベントでは、5以上のインパクトのあるヘルスケア関連の先端技術が体験できるよう、企業・団体等と連携すること。なお、実施に向けた企業・団体等との調整は本委託業務に含む。
- ・大阪・関西万博をきっかけとして技術やサービスの社会実装をめざしているなど、事業の拡大に意欲的な企業・団体等と連携すること。

②イベントのPR

- ・会場で、多くの府民に先端技術を体験いただき、「10歳若返り」に向けた気づきや行動変容を促すとともに、参加企業や団体等が、技術の磨き上げの場として活用できるよう、健康づくりなどの取組みへの関心が低い層も含め、多くの来場者を獲得すること。そのため、SNSをはじめ様々な広報媒体・手法を活用しイベントのPRを展開すること。

③効果検証

- ・イベント来場者を対象にアンケートを実施すること。
アンケートについては、体験したヘルスケア関連技術の印象等の把握のほか、体験の前後で、参加者の健康づくりや活動的な生活に向けた行動変容に関する意識の変化を測定できるような項目・手法で実施すること。
- ・効果検証の一環として、来場者の身体・運動・健康等の変化を計測する手法についても検討すること。

④本イベントの動画の制作

- ・本イベントの様子やヘルスケア関連企業・団体等のインタビュー等を取りまとめた動画を制作すること。なお、YouTubeチャンネルやイベント、万博会場等での発信を想定したものとする。

【参考】これまでの事業内容

○「10歳若返り」実践モデル事業

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/2019jigyo.html

○「10歳若返り」プロジェクト推進事業

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31009/00320769/03_r5_siryu1.pdf

【参考】先端技術の活用について

AI、5G、生体認証等の技術を活用して、「10歳若返り」に資する取組みが効率化するものであり、さらに、新サービスや新産業の創出につながる可能性が考えられるもの。

(先端技術の例)

○AI センシング技術を活用し、身体の動きをセンサーが捉え、様々なバーチャルスポーツを体験できるシステム

○「未病」の状態を見える化することのできるシステム

○身体の状態を解析し、将来の健康リスクを予測するようなデバイス など

※採血や細胞診等、医療行為を含むものは対象外とする

<企画提案を求める内容>

公募要領7ページ「審査基準」に即して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるものとする。

① イベントの企画・実施

- ・実施するイベントのコンセプト、時期、内容、狙い、参加者の行動変容への効果等
- ・企画提案の時点で連携を想定しているヘルスケア関連企業・団体等、ヘルスケア関連の先端技術を活用した体験コンテンツの内容について

② イベントのPR

- ・本イベントのPR手法について

③ 効果検証

- ・会場での体験を通じた、参加者の健康づくりや活動的な生活に向けた行動変容に関する意識の変化等を検証する方法について

④ 本イベントの動画の制作

- ・制作する動画のコンセプト、内容等

(2)業務の実施体制の確保について

本業務について、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるように計画を立てて進行管理を行うこと。

<企画提案を求める内容>

公募要領7ページ「審査基準」に即して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるものとする。

① 業務実施体制及び人員(配置する人員数や、資格・技術など)

② 契約期間内の全体スケジュール

③ 著作権等コンプライアンスへの取組み(体制、確認方法など)

6 本業務の成果物

(1) 成果物の内容

○実績報告書

- ・実績報告書の提出媒体については、CD-R または DVD-R に word 及び pdf データを保存し、1枚提出するとともに、併せて、紙媒体にカラー出力したものを1部提出すること。

○イベントの動画(5(1)④)

- ・動画については大阪府「10 歳若返り」プロジェクトの YouTube チャンネルで配信することを想定したものとし、DVD-R 形式で1部提出すること。

(2) 成果物の提出時期及び提出場所

○成果物の提出時期

- ・成果物は、令和 7 年3月 31 日(月)までに提出すること。
- ・成果物の提出をもって本業務の履行完了となる。

7 著作権に係る留意事項

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- ・イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 委託業務の実施上の留意点

- ・業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・本業務を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

9 委託業務の実施状況の報告

- ・受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること(様式自由)。なお、イベント等を実施する場合は、原則、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

10 書類の保存

- ・受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

11 その他留意事項

- ・受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、契約締結後 14 日以内に、業務実施計画書(業務スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
- ・受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。